（要領様式第６号）

事業計画書に対する知事意見書

５資第152－１号

令和５年（2023年）８月16日

株式会社寿バイオ

代表取締役　赤羽 時江　様

長野県知事　阿部　守一

令和４年12月４日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第１項の規定による意見は次のとおりです

１　提出のあった事業計画書**（再生活用業の事業範囲変更指定）**

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県塩尻市広岡吉田670番地１	
廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（エステル化、遠心分離）	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○エステル化する産業廃棄物 　廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 　廃油（廃食用油に限る。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	○エステル化施設　460ℓ／日（14）時間 ○遠心分離施設　1,000ℓ／日（12.5）時間	
変更の概要	新	旧
	○エステル化する産業廃棄物 　廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 　廃油（廃食用油に限る。）	○エステル化する産業廃棄物 　廃油（廃食用油に限る。）

２　知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。